

モンゴル時代の山西平陽地区と諸王の権益

—聖姑廟「阿識罕大王令旨碑」より—

村岡 倫

1. 高平上黨峰・聖姑廟「阿識罕大王令旨碑」

2008年夏、私は本科研費により、研究分担者の渡邊久氏と共に、山西省南東部に残る元代の碑文の調査を行なった。その際、高平・上黨峰村の聖姑廟を訪れた。それは、そこに、元代のモンゴル王が発した令旨碑が現存するという情報を得ていたからであった。その碑は、「阿識罕大王」の令旨を刻する碑であって、かつて高橋文治氏が紹介し、初めて世に知られるようになったものである〔高橋 2006〕¹。氏の精緻な考察に付け加えるべきことはほとんどないが、本稿では、この碑に関して若干の私見を述べたいと思う。

まず、氏の論考に拠って、碑の概略を述べておく。「阿識罕大王令旨碑」は、「大元皇帝勅諭」という誤った題額を有し、「令旨」の末尾に「大徳元年（1297）十二月」の日付を持つ。しかし、それは、大徳元年に阿識罕の令旨の発給を受けたということであって、立石自体は、明代の正徳元年（1506）3月のことであった。碑が置かれる聖姑廟は、馬仙姑なる道姑が、金元交替期に、当時の高平県通義村に庵を結んだ場所であった。1236年の馬仙姑の死後、徐々に地元の信仰を集め、庵は「馬仙姑祠」として「崇真觀」という道觀となり、やがて大徳11年（1307）に、大道教の第11代・鄭進元の推薦によって「万寿宮」という宮にまで昇格した。

次に、高橋氏が採録する原文〔高橋 2006、51頁〕に、現地で実見したことを踏まえ、若干の補訂を加えて載せておく（氏は断句するが、ここではそのまま載せる。また、便宜上、各行の前に行数を示した）。下線部分が補訂した箇所である。

- 1 皇帝福廕裏
- 2 阿識罕大王令旨宣慰司官人每廉訪司官人每隨城子達魯花赤管民官人每
- 3 管軍官人每官打捕鷹房不以是何官人和尚先生也里可温每答失蛮每衆
- 4 百姓每俺真大道宗師崇玄廣化真人岳八祖管着的馬仙姑徒門為住持□
- 5 行的平陽路澤州高平縣通義村馬仙姑祠廟崇真觀女冠韓志誠
- 6 撒八兒妃子老娘娘出家的上頭在先曾與
- 7 懿旨那崇真觀裏降香掛幡布施有來為那般呵韓志誠執把行的
- 8 令旨再與去也属平陽路潞州壺関縣沙窟村靈應觀懷孟路武陟縣府□村脩
- 9 真觀并隨處但有舊属馬仙姑的徒門祠廟照依在先体例裏韓志誠為頭目

¹ 高橋氏の論考については本科研の研究分担者である船田善之氏にご教示いただいた。また、その複写に関しては大阪大学の山本明志氏にご配慮いただいた。それぞれ記して感謝の意を表したい。

10 管着行者更依着
 11 聖旨體例裏這韓志誠管着的馬仙姑院舍行門觀廟裏不揀甚麼差發休着者田
 12 産水土不揀甚物業或是置買來的諸人施與來的開耕占着的不揀甚人休
 13 倚氣力爭者休搔擾休欺負者別了的人每有呵仰本處官司□□□與大道
 14 頭目每一同好生的理問歸斷者那人每不做信呵寫將名姓來俺根前說不
 15 怎生將要罪過呵俺識也
 16 吏部聽選監生里人秦賢書丹并額
 17 大徳 元年十二月 日 石匠河津縣黃景先
 18 正徳 元年三月望日本宮住持女冠楊得□立石

[高橋 2006 の録文]

[補訂内容]

- 4 行目：行末を空格とする → 見たところ、何か文字があるようだ。しかし、削れて見えなくなっており、何という文字かは判断がつかないので、□を補った。
- 8 行目：「靈□觀」 → 「靈應觀」に見える。
 行末「府□□□」 → 「府□村脩」に見える。これが正しければ、9 行目にかけての道観名は「脩真觀」ということになる。
- 12 行目：行末「不揀甚麼休」 → 「麼」ではなく「人」である。
- 13 行目：「仰□□官□□□□」 → 「仰本處官司□□□」。「司」の後の3文字はやはり見えない。
- 17 行目：「石匠」以下なし → 「石匠河津縣黃景先」を補う。

※ なお、16 行目の「吏部」の上、17 行目の「大徳」と「元年十二月 日」の間、18 行目の「正徳」と「元年三月望日本宮住持女冠楊得□立石」の間、その空格部分には印（おそらくはパスパ文字）が彫られている [高橋 2006、51 頁注 4 および 64 頁]。

高橋氏は、録文に続けて日本語訳を試み、ついで詳細な考察を加えているが、それによれば、令旨自体は、崇真觀の責任者・韓志誠に与えられた、阿識罕大王の名による特許状であり、「馬仙姑と韓志誠に係る上記の廟に入るものは、廟の財産を奪ってはならない」（11 行目～13 行目）というのが中心的内容で、また「裁判をおこなう際は真大道の責任者を交えて行え。それでも問題がある際には阿識罕大王が裁く」（13 行目～15 行目）とも記している [高橋 2006、52 頁]。

令旨は、いわゆる「直訳体」と呼ばれる白話文で書かれ、しかも、他の史料では、ほとんど知りようのない「阿識罕大王」の令旨であるということもあり、高橋氏はその重要性を踏まえて、本碑を紹介するに至ったという。また、元代に与えられた特許状が、明代になっても依然として効力を持っていたことにも注目している。なお、氏は、聖姑廟には、この碑のほか、残碑も含めて四座の元碑があると紹介しているが、これらに関しても、我々は廟内に現存することを確認した。

2. 阿識罕大王とグユクの末子ホク

ここでは、阿識罕大王自身に関わる問題点を指摘しておきたい。まず、阿識罕という名は、どのように読めばよいだろうか。阿識罕大王は、高橋氏が述べるように、『元史』巻18、成宗本紀、元貞元年（1295）春正月戊申の条に「諸王阿失罕来朝す。金五十両・銀四百五十両を賜う」と記述される「阿失罕」に比定される。「阿識罕」・「阿失罕」は共に「アシカン」と発音されそうだが、このようなモンゴル語はなく、別の読み方を考えなくてはならないだろう。実は、「阿失」であれば、『元史』に散見する人名であり、「asiG」（モンゴル語で「儲け」・「利益」を意味する）と読まれている³。「阿失鉄木児」という人物もいるが、これも原音は「AsiG-temür」と再構できる。「AsiG」の「G」が、漢字表記で脱落することは十分にあり得よう。

一方、「罕 qan」は「汗 qan」と同じで、「大王」に関わる語と思われる。クビライの曾孫に、雲南王老的という人物がいるが、彼は、「老的罕」と表記されることがある。この末尾の「罕 qan」が称号なのか、名の一部なのか、今のところ断定はできない[雲南王老的あるいは老的罕については、牛根 2008、104 頁注 33 参照]が、阿識罕の場合、「罕」が称号だとすると、碑文には「阿識罕大王」と、「罕」と「大王」が併記されているので、違和感があることは否めない。しかし、いずれにしても、「阿失罕」あるいは「阿識罕」は、「罕」が称号であれ名の一部であれ、「AsiG-qan」と再構され、「アシク・カン」という名であった可能性が高いであろう。

ところで、この阿識罕は、『元史』巻107、宗室世系表には見えない。それにも関わらず、高橋氏が、前述のように阿識罕大王（『元史』本紀の「阿失罕」）をグユクの末子ホクの子であるとしたのは、『集史』や『五族譜』に、ホク Hoqu の第4子として見える ishiq ないし aeshiq と読むことが可能な人物に、阿識罕を比定したからであった[高橋 2006、50 頁]。しかし、『五族譜』に記されるホクの第4子は、アラビア文字で記された人名の最後の文字は、明らかに「b」音であり、実際には ishkiḅ である [Šu'ab.f. 124b]。傍らに付されるウイグル式モンゴル文字も ishikeb と読める。ちなみに、『高貴系譜』では、この人物をホクの第5子とし、同じく ishkiḅ となっている [Mu'izz.f. 46a]。

『集史』では、本文で、ホクには10人の息子がいたとし、その10人の名をあげるが、その後に付される系図には11の子を記しており、本文に記されていないにも関わらず、系図で11番目の子として記されているのが、この ishkiḅ である [Rašid /Ali-zade, p. 41]。松田孝一氏は「イシュキブ」とするが[松田 1996、25 頁]、それに従う。「イシュキブ」の意味については、今のところ成案はない。

「阿識罕」と「イシュキブ」が同一人物である可能性はあるだろうか。音から言えば、ずいぶん隔たりがあるように思えるが、高橋氏が考えたように、このホクの息子が、も

² これに関しては、本科研の研究分担者である松川節氏にご助言を得た。記して感謝の意を表したい。

³ 最もよく知られているのは、イキレス部族、ブトゥ（不禿）家の阿失であろう。これも「アシク」である。この家系は、始祖ブトゥ自身がチンギス・カンの妹トムルンを娶り、その死後は、チンギス・カンの長女コアジン・ベキを娶った以降、代々、チンギス・カン一族と姻戚関係を持ち、昌国王の号を与えられたことで知られている[村上 1972、393-395 頁参照]。

し ishiq ないし aeshiq であるとすれば、「アシク・カン」の「アシク」に当たる可能性が浮上し、高橋氏の見解は正しいことになる。ただ、それを主張するためには、ペルシア語史料に記される「イシュキブ」の末尾「b」音は、本来ないものが何らかの間違いで付されたと考えなければならなくなり、『五族譜』に記されるウイグル式モンゴル文字にも末尾に「b」音があるだけに、それを証明する手立てがない。

あるいは、「阿識罕」と「イシュキブ」が同一と主張するには、「イシュキブ」の末尾「b」音が、「n」音の誤写とする考える方があり得るかもしれない。となれば、ペルシア語史料のこの人物は、「ishkan」と読むことになり、阿識罕の音に近くはなるが、これも、末尾「b」音が「n」音の誤写だと証明するだけの材料がない。いずれにしても、今のところ、「阿識罕」と「イシュキブ」を同一人物と断定することはできない。

そこで、改めて、ペルシア語系譜史料を通観してみると、管見による限り、ホク一族を含むオゴデイ家諸王のみならず、チンギス・カンの一族の中に、阿識罕に比定できるような名を持つ諸王は、やはり見当たらない。もちろん、ペルシア語系譜史料といえども、すべての諸王が載せられているわけではないが。加えて、『元史』宗室世系表にもその名が見えないとなると、名前だけで、この王の出自を探ることは不可能である。阿識罕の出自を考えるには、別の方面からの考察が必要となろう。

さて、高橋氏は、阿識罕をホクの息子とした上で、彼が高平県通義村の崇真観に令旨を出し得た理由を、その地が彼の投下領だったからであり、平陽の高平周辺がホクや阿識罕ないしグユクの所領だったという史料は他にないので、この碑は、そのことを立証する唯一の材料であると、その重要性を述べている。また、氏は、阿識罕が大元に来朝した理由を、碑にも記される彼の母と思われる「撒八兒妃子老娘娘」が出家しているという事実（「阿識罕大王令旨碑」6行目）から、母が出家したのは、父ホクが他界したためであり、阿識罕自身は、父から継承した権益を守るため、成宗テムルのもとを訪れたと考えた [高橋 2006、58-59 頁]。

ホクの父グユクは、第2代オゴデイ・カアンの長子であり、父の死後、1246年に即位したが、在位は短く、1248年に他界した。その後、1251年にオゴデイの弟トルイの長子モンケが即位するが、それを不満とするオゴデイ家の諸王が、モンケの対立候補であった、オゴデイ第3子クチュの子シレムンを中心にモンケの暗殺を企てた。しかし、事前に発覚し、シレムンやグユクの長子ホージャと第2子ナクが軍営禁固の後に処刑されたのをはじめ、オゴデイ家の諸王やその一派は厳しい処罰を受けた。その際、グユクの末子であるホクはまだ幼く、謀反には加担していなかったということで、命を助けられ、父の所領であったエミル・コバク地方を受け継いだ。

ホクは、モンケの死後、1260年に起こったクビライとアリク・ブケ兄弟による帝位をめぐる争いにおいては、クビライ側に付いたが、クビライの勝利後は、同じオゴデイ家のカイドゥが、1266年にクビライ政権に反旗を翻すと、今度はカイドゥ側に立った。1276年頃、コータン～河西で、大元軍との交戦を展開する彼の姿が史料から見て取れるが、その後、消息は全くわからなくなる [村岡 1992、29-30 頁]。

ホクの年齢は明らかではないが、1251年に幼くして命を助けられたということである

から、その時、10歳とすれば、大元軍と交戦を展開した1276年には35歳、阿識罕が来朝した元貞元年（1295）ではすでに54歳である。すでに成人の息子がいても、あるいはホク自身が亡くなっているとしても、確かにおかしくない年齢ではあるが、彼が大元治下になかったこともあり、いつ亡くなったのかは全く不明である。

以上のことから、「阿識罕大王令旨碑」をめぐる問題点は次のように整理されるのではないだろうか。阿識罕が元貞元年（1295）に来朝したのは、ホクが他界したことと関係があるのかどうかということ。それ以前に、彼が本当にホクの子であるのかということ。そして、阿識罕が崇真観に特許を与えたのは、その地が彼の投下領であったからなのかということ。以上である。次節以降では、これらに関して、若干の私見を述べることにしたい。

3. 平陽におけるジョチ家の権益

前述のように、高橋氏は、阿識罕をホクの息子とした上で、彼が高平県通義村の崇真観に令旨を出し得た理由を、この地が阿識罕大王の所領であり、崇真観が彼の所領内にある尼寺であったからとしている。そして、次のように指摘している。「山西の平陽地区は、『元史』巻95・食貨志・歳賜の条に「ジョチに4万1千3百2戸が分撥された」というものの、その他の所領関係が細かく分かるわけではないし、平陽の高平周辺がホクや阿識罕ないしグユクの所領だったという記述もない。だが、阿識罕大王が崇真観に特許を与え得たのはその地が彼の投下領だったからに相違なく、むしろ、そのことを立証し得る材料は今のところ本碑以外にはない」[高橋2006、58-59頁]。

通常、諸王が令旨を発するのは、自らが権益を持つ分地内の寺院や道観に対してである。高橋氏が述べるように、平陽路はチンギス・カンの長子ジョチに与えられた分地、すなわち投下領であった。阿識罕が、その名前だけでは、ホクの子であることはもちろん、その出自を明確に出来ないことはすでに述べた通りである。では、平陽地区に何らかの権益を持っているということで、もともと平陽を投下領としていたジョチ家の王であるという可能性はあるだろうか。

『元史』巻95、食貨志、歳賜の条には、第2代オゴデイ時代の丙申年（1236）に行なわれた分撥の状況が記されている。しかし、その淵源は、すでにチンギス・カン時代の金国遠征にあり[松田1978、41-45頁]、山西攻略に功績のあった3子、長子ジョチ、第2子チャガタイ、第3子オゴデイに対して、山西の各地が分地として設定され、北から、西京はオゴデイ⁴の、太原はチャガタイの、平陽はジョチの、それぞれ分地となったのである。金国滅亡後に行なわれた丙申年の分撥は、すでに松田孝一氏が指摘したように、あくまで分地に対する諸王の権益の再確認であった[松田1978、45頁]。

平陽については、1237年、霍州に南ロシア遠征途上のジョチの子バトゥから令旨が届いており[『山右金石記』(光緒『山西通志』本)巻8、「霍州経始公廨橋道碑」；杉山1990、440頁]、さらに、バトゥは、自らの宿衛にあった鉄連という人物を、平陽路管内の隰州

⁴ 西京がオゴデイの分地であったということに関しては、村岡2001、9-12頁を参照。

のダルガチとする『元史』巻 134、鉄連伝] など、ジョチ家のこの地への影響力が確認できる。また、第4代モンケ・カアンの時代(1251～1259)にも、ジョチ家の平陽地区での権益が存続していたことが知られている⁵。

ところが、1259年、南宋遠征途上のモンケが急死すると、翌年より、次弟クビライと末弟アリク・ブケによる帝位をめぐる争いが起こり、この時、バトゥの死後、ジョチ家の当主となっていたベルケはアリク・ブケを支持した。さらに、クビライ勝利後も、中央アジアに自立してクビライ政権と対立するオゴデイ家のカイドゥに、バトゥの兄オルダの後裔コニチは積極的に手を貸した。一方、バトゥ家(当時の当主はバトゥの孫モンケ・テムル)も、初めはクビライに対してもカイドゥに対しても、付かず離れずの態度を取っていたが、1276年に起こった「シリギの乱」をきっかけに、反クビライ政権の立場を鮮明にしたため、ついにクビライは、ジョチ家の平陽での権益を、一時無効にする措置を取った[村岡 2002、161-162頁]。

その後、ジョチ家は、中央アジアでのカイドゥの強大化、クビライの南宋接收という情勢の変化によって、1280年頃、今度は逆に反カイドゥ、クビライ政権支持という方針の転換を打ち出した。これに対して、クビライは、接收したばかりの江南にジョチ家の投下領を設定し、それに報いている[村岡 1997、19頁]。

しかし、その後もカイドゥとの対立は続き、このような状況の中では、中国方面から、遠いロシアのジョチ・ウルスまで、投下領の収入を送達する機会はなく、その権益も曖昧なものになっていた。それが復活し、再び給付が開始されたのは、1339年のことであった[村岡 2002、162頁]。阿識罕が来朝したというのは、元貞元年(1295)のことであり、令旨が発せられたのは、大徳元年(1297)のことであった。これは、ジョチ家が平陽での権益を失っていた時期のことであるし、カイドゥとの対立が続く中、ジョチ家の諸王が来朝するというのも考えられない。令旨を発した阿識罕が、ジョチ家の諸王である可能性は低い。

4. 平陽におけるオゴデイ家の権益

では、阿識罕の出自として、考え得る他の選択肢はあるだろうか。実は、平陽地区に権益を持っていたのはジョチ家だけではなかった。丙申年に平陽でジョチ家に分撥された戸数は、前述の通り、4万1千3百2戸である。平陽路の戸数は、至元7年(1270)の戸口統計に基づくと思われる『元史』巻 58、地理志には、12万630戸と記されている。丙申年と至元7年では34年の隔りがあるが、そう変わりがなかったとすれば、ジョチ

⁵ モンケ・カアンが即位した1251年前後のこととして、程鉅夫『程雪楼集』巻 6、「斬同知墓碑」に、斬用という人物が、バトゥに命じられて、平陽の工匠の長となったことが記されている。その頃、平陽にバトゥ所属の工匠の団があったことが知られる[海老沢 1966、37-38頁]。さらに、郝経『陵川文集』巻 32、「河東罪言」には、モンケ時代、平陽はジョチ家の激しい収奪に晒されていたことが記されているので、食邑として税収も受け取っていたことがわかる[愛宕松男 1943、79-80頁；海老沢 1966、37-38頁；岩村忍 1968、439-442頁]。

家が投下領として權益を有したのは、実は平陽路全体の約3分の1にしかすぎなかったことになる。もちろん、これはあくまで戸数であって、その支配領域の広さを示すものではなく、その4万1千3百2戸が、どれぐらいの広がりで展開していたのか、あるいは、具体的に平陽路のどの辺りなのかは、明らかにすることはできない。すでに述べたように、平陽路の北西部、霍州と隰州に、ジョチ家の影響力が見てとれるだけである。

では、ジョチ家の支配下に入っていない、平陽路3分の2の戸数が居住する地域は、いったいどのようになっていたのであろうか。それは、すでに李治安氏、松田孝一氏、堤一昭氏が注目し、私もそれらの研究に導かれて検証したように、ジョチ家とは全く別の遊牧集団が入り込み、モンゴル高原さながらの遊牧生活を営んでいたのである〔李治安1992；松田1987、1996；堤1992；村岡2002〕。

1234年に金国を滅ぼしたオゴデイ・カアンは、その後、モンゴル・ウルスの軍事力の大部分を握る実力者、弟トルイの一族との対抗上、皇帝権力の強化をはかった。トルイは、金国遠征からの帰還途上に亡くなったが、彼の一族はその後も大きな力を持っていたからである。オゴデイの権力強化策の一つが、軍事拠点としての山西地方の掌握であった。まずオゴデイは、金国遠征においてカアン直属軍の将軍を務めたフウシン部タガチャルとジャライル部 Cholkan 家テムテイの軍団を、金国滅亡後もモンゴリアに帰還させることなく、前者は平陽南西部の聞喜県東鎮を根拠地に、後者はそれと一部重なる形で平陽から太原に至る地域にそれぞれ駐屯させた〔松田1987、57頁；堤1992、56頁〕。

さらにオゴデイは、自らの分地であった西京から、第3子クチュを南下させて対南宋の前線への遠征を担当させるに当たって、山西を縦断する形で専用の軍事駅伝道を整備し、配下のソゲを山西大ダルガチに就任させ、同じく配下のサイド・アッジャルを太原・平陽二路ダルガチに就任させた。そして、クチュは1235年秋から1236年末に亡くなるまで、この地で活動し、その間にクチュ・ウルスが成立した〔松田1996、43-47頁〕。アルタイ山脈の西、エミル・コバク地方にあったオゴデイの長子グユクのウルス、河西地方の西涼にあった第2子コデンのウルスに続いて、オゴデイ家三つ目のウルスの成立であった。つまり、平陽地区は、ジョチ家の投下領と、タガチャルやジャライル率いる軍団の駐屯地、さらにはオゴデイ家第3のウルス、クチュ・ウルスの遊牧地が併存していたのである。

その後、前述の通り、帝位をめぐるモンケの対立候補でもあった、クチュの子シレムンは殺害された。しかし、平陽に成立したクチュ・ウルスという枠組みは、シレムンの息子（もしくは弟）であるボラドチ⁶を当主として、モンケ時代までは存続していたが、クビライとアリク・ブケの対立、ついで至元3年（1266）に、同じオゴデイ家のカイドゥが中央アジアに自立して反乱を起こすと、ボラドチらクチュ家の諸王も、前述のホク同様、カイドゥ側に帰順することになり、平陽を離れたようである。平陽を投下領とするジョチ家も、「シリギの乱」をきっかけにクビライ政権と対立し、その地に持つ權益を無効とされたことはすでに述べた通りである。このように、平陽は一時無主の地となっ

⁶ ボラドチがシレムンの弟であったのか、子であったのかは判然としない。松田1996、36頁の注17参照。

ていたのであった。

ところが、至元 28 年 (1291)、クチュの末子ソセが、かつてのクチュ・ウルスの遊牧地、平陽の潞州に復帰した。彼が史料上に現れるのはこれが初めてではなく、すでに、至元 22 年 (1285) に大元から恩賜を受ける対象としてその名が見える [『元史』巻 13、世祖本紀、至元 22 年是歳の条。ここでは「小廝」と表記される]。彼が史料に登場するこの頃は、カイドゥ側から、数多くの投降者があった時期でもある。特に、至元 24 年～28 年 (1287～1291) がピークで、投降者が 70 余万人にもものぼったという [『元史』巻 173、馬紹伝；佐口 1942、39 頁；松田 2000a、154 頁]。ソセが大元政権下に忽然と現れるのは、彼も、かつてカイドゥ側に身を投じ、そのころ投降してきた諸王であったということが考えられよう [村岡 2002、164 頁]。

中央アジアのカイドゥ陣営からの投降者が相継ぐ傾向は、クビライ死後、成宗テムルが即位するとさらに拍車がかかる。そのうち最もよく知られているのは、元貞 2 年 (1296) のヨブクル、ウルス・ブカ、ドルダから有力王侯たちの投降であろう [松田 1983]。

阿識罕は、前述のように、元貞元年 (1295) 春正月に来朝した。高橋氏は、彼の来朝に関して、この時、成宗は上都にいたはずであるから、「来朝」という以上、彼は大元ウルスとは別の場所からテムルのもとを訪れたことになるとした [高橋 2006、58 頁]。これはまさしくその通りで、氏は、阿識罕が本拠地とした場所を不明としているが、元貞元年という時期を踏まえると、阿識罕も、実はカイドゥ側からの投降者であったのではないだろうか。そして、彼が、平陽に權益を持っていたというのは、この時点で權益の実質を失っていたジョチ家の諸王でなければ、やはり、平陽に遊牧地を持っていたクチュ家を擁するオゴデイ家の諸王であったと考えるべきであろう。

5. 阿識罕大王の出自

では、阿識罕は、オゴデイ家 6 系⁷あるうち、どの家系に属するであろうか。それぞれの遊牧地と華北投下領は下記の通りである [松田 1996；村岡 1992；2002 等参照]。

	[遊牧地]	[華北投下領]
長子グユク家	エミル・コバク地方	大名路
第 2 子コデン家	河西地方	東昌路
第 3 子クチュ家	山西地方平陽路潞州一帯	汴梁路睢州
第 5 子カシ家	カヤリク地方	汴梁路蔡州
第 6 子カダアン家	ビシュバリク地方	汴梁路鄭州
第 7 子メリク家	イルティシュ河流域	汴梁路鈞州

こうしてみると、平陽に權益を持っていたのは、やはりその地にウルスを有していた

⁷ オゴデイには 7 人の息子があったが、第 4 子カラチャル家を除いて、それぞれ別々にウルスを形成し、六つの王家として、クビライ政権に認識されていた [村岡 1992；2002、156 頁の注 4 参照]。

クチュしか考えられないことになる⁸。

阿識罕の令旨が発せられた頃、クチュ家には、前述の通り、潞州にクチュ・ウルスを復活させたソセがいて、大元治下で大きな力を持っていた。通常、権益のある分地内に令旨を出すのは、そのウルス、あるいは王家の当主である⁹が、かつて私は、クビライの庶弟モゲの一族には、本家の永寧王とは別に、分家に当たる無国邑名の王がいて、令旨を発している例を紹介したことがある [村岡 2006]。これを踏まえると、ソセではなく、クチュ家の別の者が令旨を発することがあっても不思議ではない。

クチュ家には、当時、ボラドチの4人の子があつて、『五族譜』は、そのうち、カダイとサドルについて、「カアンのもとにいる」とコメントしている [Šu'ab. f. 125a]。カダイは、『元史』には、「合帯」あるいは「哈歹」と記され、至元27年(1290)に靖遠王に封じられている [『元史』巻16、世祖本紀、至元27年正月己未]¹⁰。『五族譜』は、14世紀初頭の状況を記しており、ソセが最後に確認できるのは、『元史』巻24、仁宗本紀、皇慶元年(1314)7月丙午であるので、カダイの王号授与は、ソセの存命中のことであつたことになる。

また、ボラドチの4子のうち、『五族譜』に「カイドウのもとにいる」とコメントされているアルグイ [Šu'ab. f. 125a] は、カイドウの死後に起こった中央アジアでの覇権争いで、1306年、他のオゴデイ家の諸王と共に、チャガタイ家のドゥア・大元政権連合軍と戦い、敗北を喫し、大元に投降した [杉山 1987、356-357頁]。アルグイは、大元政権より襄寧王に封じられる [『元史』巻108、諸王表、襄寧王の項] が、至大元年(1308)には、『元史』宗室世系表ではカダイの子、『南村輟耕録』ではアルグイの子とされる也速不干(イエスブゲン)に襄寧王の位が譲られている。

このように、13世紀の終わりから14世紀初頭にかけて、ソセとは別に、靖遠王あるいは襄寧王を称するボラドチ家があり、クチュ家では、ボラドチの一族とソセが並立していたことになるが、阿識罕もまた彼らと全く同時代の人間である。クチュは父オゴデイ・カアンの存命中に亡くなり、その子シレムンも早くに処刑されたこともあつて、クチュ家は子孫を多く残さなかつた。すでに並立しているボラドチの諸子とソセ以外に、

⁸ ただし、コデン家には、後に延祐4年(1317)に汾陽王に封じられたベク・テムル(別鉄木児)がおり、汾陽とは、明らかに山西地方西部を流れる汾水にちなむ王号であること、また、山西平陽南部にある永楽宮に、コデン家のトク・テムル(脱帖木児) 荆王の令旨(1339)、トガチ(脱火赤) 荆王の令旨(1344)を、上下に刻したモンゴル語直訳体白話風漢文の碑石が現存していること [杉山 1990、483-485頁]、これらから、平陽がコデン家とは全く無関係とは言い切れない。とは言え、それはやはり14世紀以降のことであり、13世紀末の時点では、コデン家が平陽に権益を持っていた可能性は低い。

⁹ ソセにも、大徳7年(1303)に、やはり平陽路の河中府河東県延祚寺に発した令旨がある [蔡 1986]。ただ、ソセの遊牧地は平陽東部にあり、それを考えると、河東県はずいぶん西にはずれている。松田氏は、1298年にソセの所部300戸が六盤山の南の鳳翔にあり、それらに対して潞州の田2,8000頃が付与される [『元史』巻19、成宗本紀、大徳2年12月辛巳の条] など、ソセの権益地が黄河～渭水沿いに点在した可能性を指摘している。卓見であろう。

¹⁰ 松田氏は、カダイが大元から靖遠王に封ぜられたのは、至元27年のことであることから、『五族譜』のコメントは14世紀初頭の状況を言っているだけにすぎず、彼が最初からクビライ政権側にいたわけではないことを指摘している。あるいは、このカダイも至元27年少し前に、カイドウ側から投降した者であつたかもしれない [村岡 2002、161頁]。

第3の家系があったとは考えにくい。

実は、クチュ家以外で、平陽地区とは深い関係を持つオゴデイ家の諸王がいたことがわかっている。それは、グユクの長子ホージャの子トクルク（禿忽魯）であった¹¹。彼は、すでにクチュ家の諸王が平陽を離脱して、カイドゥ側に帰順した後の至元4年（1267）、潞州の牧地を利用したことがあった〔王惲『秋澗先生大全集』巻51、「塔必公神道碑銘并序」；松田1996、55-56頁；村岡2002、155頁注3〕。もともとクチュ・ウルスがあった地でもあり、同じオゴデイ家で、クビライ側に立つトクルクが、その地を牧地とすることに、クビライ政権としては何の異論もなかったであろう。彼は、その後、雲南遠征で活躍し、至元9年（1272）には南平王に封じられている〔『元史』諸王表、南平王の項。ここでは「禿剌」と表記〕。

ところが、そのトクルクも、至元14年（1277）頃、北方で起きた「シリギの乱」に呼応するように、クビライの皇子、安西王マンガラの夏営地六盤山で反旗を翻した〔村岡1992、30頁〕。鎮定された後、彼がどうなったのか史料上では全くわからないが、もし生きていれば、反乱者となった彼の行き先もまたカイドゥのもとしかなかつたであろう。

ホージャの後裔に関して、『元史』巻35、文宗本紀、至順2年（1331）4月癸亥の条に、
諸王完者也不干（オルジェイ・イエブゲン）、所部の蒙古民二百八十余戸の饑ゆるを告ぐ。河東宣慰司に命じ官粟を發し、これを賑わす。

という記事があり、この完者也不干¹²は、『元史』宗室世系表では、グユクの長子ホージャの子とされている。河東宣慰司とえば、その管轄は山西地方である。ここでも、グユクの長子ホージャの一族と山西の関係が見てとれる。

阿識罕の登場は、1267年のトクルクと1331年の完者也不干、64年を隔てる両者のちょうど中間に当たる1295年～1297年である。しかし、これをもって、両者と阿識罕との関係は想定できるが、彼がホージャの一族だとするのは早計であろう。結論から言えば、今のところはもっと広く、やはりグユクの一族と見ておくべきである。なぜなら、クビライ政権は、ホージャとホクは、あくまで同じグユク・ウルスという枠組みの中の諸王と見ていたからである。

¹¹ トクルクをホージャの子とするのは『五族譜』による〔*Šu'ab*. f. 124b〕。『元史』宗室世系表は、ホクの子としているが誤りである〔村岡1992、30頁〕。

¹² 『元史』巻108、諸王表、第6ランクの「銀印龜紐・無国邑名」に、完者也不干が記されている。封じられた年は不明であるが、同一人物であろう。ペルシア語系譜集には、ホージャの子トクメの子として見える「オルジュウケン」という人物がいる〔『集史』*Rasid / Ali-zade*, p. 41；『五族譜』*Šu'ab*. f. 124b；『高貴系譜』*Mu'izz*. f. 46a；松田1996、24頁参照〕が、このままではモンゴル語の名として再構できないので、「オルジェイ・イエブゲン」の誤りと思われ、完者也不干はこれに比定できよう。

宗室世系表にあるように、完者也不干がホージャの子であるなら、父が1252年にモンケ暗殺を企てたとして処刑されたその80年後、1331年に生きていたということになり、絶対にあり得ないとは言わないが、少々不自然である。実際は、ペルシア語系譜集が記すように、完者也不干は、ホージャの孫の世代であったのではないか。

前述の通り、オゴデイ家の諸子は6家別々の王家、すなわちウルスを形成すると認識されていた。それは、大元政権下では、歳賜はウルスごとに行なわれており、『元史』巻95、食貨志、歳賜の条に、オゴデイ家は6子の名で別々に項目が立てられているからである〔村岡1992、42-43頁〕。

この食貨志に対応する記事が『元史』巻4、世祖本紀、中統元年（1260）12月乙巳の条にあるが、これによれば、オゴデイ第5子のカシ家はカイドウ、第2子コデン家はジビク・テムル、そして、第6子カダアン家はドルジとイェブゲンというカダアンの2子の名義で、それぞれ歳賜額の決定がなされているのがわかる。その中で、「都魯、牙忽に銀八百三十三両、特に綿五十斤を賜う」とあるのが、グユク家への決定を表すものである。松田氏が指摘したように、「都魯」は前述のホージャの子トクルクである〔松田1996、52頁〕。「牙忽」は従来不明とされてきたが、上記のように、カダアン家が2子の名で代表されていることを踏まえると、これもトクルクと並ぶ以上、グユク家の諸王であろう。とすると、「牙忽」は、「禾忽」すなわち「ホク」の誤りと考えられ、グユク・ウルスの権益を受ける対象がトクルクとホクであったことになる。

トクルクがグユク・ウルスの代表の一人であるなら、平陽の権益は、ホージャ一族のみならず、グユク・ウルス全体のものと考えべきであり、当然、ホク一族も享受するものであった。したがって、高橋氏は阿識罕をホクの子としたが、その可能性も十分あり得る。グユク家の阿識罕が投降してきたと言っても、もともとのグユク・ウルスの地であったエミル・コバク地方は、13世紀末、いまだカイドウ側に占拠されたままであり、そこで、かつてホージャの子トクルクが牧地として権益を持ったことのある平陽にそのウルスを復活させたのではないだろうか。

阿識罕が令旨を発した崇真観のある高平は、クチュ・ウルスがあった潞州からは、南へ直線距離で50キロメートルほど離れている。クチュ・ウルスと、それより若干遅れて大元治下で復活したグユク・ウルスは、平陽地区内で、潞州と高平とに棲み分けがなされたのではないだろうか。阿識罕が崇真観に特許を与えたのは、崇真観のある高平が、彼の投下領であったからというよりも、彼のウルスそのものが、その地にあったからと考えるべきであろう。

6. 平陽浮山県・天聖宮「伝諭蒙哥皇帝聖旨裏碑」

ところで、かつて私は、山西省臨汾市の東郊、浮山県にある天聖宮遺址を訪れたことがあった。そこには、『三晋石刻総目・臨汾市巻』（167頁）によれば、「伝諭蒙哥皇帝聖旨裏碑」（『三晋石刻総目』は、「伝諭蒙哥皇帝聖旨里碑」とするが、「里」は簡体字なので、「裏」に戻した）と称するモンケ・カアン時代の碑があるということであった。しかし、実際には、その碑は、天聖宮遺址内にはなく、村内のある個人の住居に保管されていた。幸いにも、天聖宮の道士の計らいにより、実見することができた。天聖宮からやや離れた、黄土台地の崖を利用して作られた一軒のヤオトンにその碑はあった。その碑の内容は次の通りである。

1 蒙哥皇帝聖旨裏
 2 大王令旨裏
 3 宣諭倚付漢地先生那延掌教真人師父筭付裏平陽路道録□准□
 4 掌教真人師父指揮該本司申天聖宮係
 5 太上□現聖跡去處每歲香信自來常住附曆支収今有一等不循規□
 6 道士將香錢不入常住乞禁約施行
 7 蒙准所申如文字到仰省會本宮道士諸執事人等依自來牋例
 8 將香信常住附曆収支依公用度無得中間欺隱若有違犯之人
 9 □本宮綱首責罰如不服申本院斷遣施行除外相度須合行下
 10
 11 宣□□府所□下□□□此發去仰照驗収管依奉施行如違申本院
 12 □治□□行□□□□每日念經告
 13
 14
 15 □□□先□収管依□常不違犯施行□申不得違□須□指揮
 16 右下浮山縣天聖宮綱首准此
 17 戊午年四月十三日



碑版は横 51×縦 78×厚 17 で、青黒色石質、円首、楷書、印章が刻されている。10 行目、13 行目、14 行目は空格である。さて、この碑で注目すべきは、2 行目の「大王令旨裏」の「大王」の上部が、摩耗して見えなくなっているのではなく、故意に空けられているということである。通常は、ここに王名が入れているはずである（本稿で取り上げた「阿識罕大王令旨碑」も、1 行目に「皇帝福慶裏」、そして 2 行目に「阿識罕大王令旨…」とある）。このように空けられている例は、管見による限り知り得ない。本科研の研究分担者の一人である松田孝一氏は、明記できない事情があったのではないかと指摘したが、まさしくその通りであろう。

では、明記できなかったこの大王とはいったい誰なのか。17 行目に記される「戊午」は、モンケ時代（1251～1259）ということなので、当然 1258 年に当たる。この時点で、平陽浮山県に權益を持っていた大王ということになると、考えられるのは二人、まず、平陽を投下領としていたジョチ家の王である。1258 年と言えば、ジョチ家の当主はバトウの弟ベルケ（在位 1257～1266）であった。もう一人は、モンケ時代にも平陽に存続していたクチュ・ウルスの当主ボラドチである。

この碑が刻石された日付は残念ながらわからないが、おそらく、次のクビライ時代（1260～1295）に刻石され、天聖宮内に立てられることになったと思われる。とすると、まず、ジョチ家のベルケの場合、彼は、モンケ死後に起こったクビライとアリク・ブケとの帝位をめぐる争いの時に、アリク・ブケを支持したし、クビライ政権成立以降も、ベルケを継いだ、バトウの孫モンケ・テムルが、しばらく反クビライの態度を取っていた。

1280年頃、クビライ政権を支持する方針へ転換するが、それまでであれば、ジョチ家の当主の名を刻石するのは、天聖宮としても憚られたと考えることができる。

一方、クチュ・ウルスの当主ボラドチの場合、彼も、至元3年(1266)以降は、カイドゥ側に帰順し、反クビライ政権の立場に立ったであろうことは、すでに述べた通りである。クチュ・ウルスが復活するのは、ソセが史料に現れる至元22年(1285)頃のことであった。その間の刻石であれば、これまた、反乱者と見なされるボラドチの名を記すのは、憚られたということはある得よう。

碑に記される「大王」が、ベルケなのかボラドチなのか、その二人のどちらかである可能性はもちろん高いのだが、あるいは他の諸王の可能性はあるのか。また、天聖宮のある浮山県は、平陽全体で言えばほぼその中央部に当たり、ジョチ家が権益を持った霍州と隰州がある北西部からも、クチュ・ウルスがあった潞州一帯からも距離がある。これについてどう考えればよいのか。今後の課題としておきたい。

いずれにしても、この碑もまた、「阿識罕大王令旨碑」と並んで、平陽における諸王勢力の権益の実態を考察する上で、重要な碑であることは間違いない。なお、天聖宮と「伝諭蒙哥皇帝聖旨裏碑」、あるいは天聖宮に所蔵される他の碑文の詳細については、同行した本科研費のメンバーでもある渡邊久氏が、改めて発表する予定である。

おわりに

モンゴル諸王の漢地における分地は、様々なレベルで展開しており、そのあり方は一様ではない。「投下領」はじめ、分地における諸王の権益は、モンゴルの中国支配の諸相を解明する鍵となるものだけに、それらの持つ意味を正確に把握するための研究が、今後も求められるであろう。本稿では、聖姑廟に現存する「阿識罕大王令旨碑」をめぐるいくつかの問題点に関して、私見を提示した。阿識罕は、平陽における諸王の権益から、グユク家の諸王と考えられるということ、彼が元貞元年(1295)に来朝したのは、カイドゥ側からの投降であったのではないかということ、阿識罕が崇真観に特許を与えたのは、彼のウルスそのものが、その地にあったからではないかということなどである。しかし、それらはあくまで可能性の一つとして提示したに過ぎず、平陽地区の諸王の動向とその権益の様相は、依然として重要な課題として残されている。

付記 本稿は、平成20～22年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)「中国社会へのモンゴル帝国による重層的支配の研究 元朝史料学の新展開をめざして」(代表：村岡倫)による研究成果の一部である。

参考文献

岩村忍 1968：「元朝の制度・封建的領地制」『モンゴル社会経済史研究』京都大学人文科学研究所、401-469頁。

牛根靖裕 2008：「元代雲南王位の変遷と諸王の印制」『立命館文学』608、84-110頁。

海老沢哲雄 1966：「元朝の封邑制度に関する一考察」『史潮』95、32-51頁。

- 愛宕松男 1943 : 「元朝の対漢人政策」『愛宕松男 東洋史学論集』第4巻、三一書房、1988年、79-80頁（原載は『東亜研究所報』23、1943年）。
- 佐口透 1942 : 「十四世紀に於ける元朝大カーンと西方三王家との連帯性について」『北亜細亜学報』1、1-64頁。
- 杉山正明 1990 : 「草堂寺閣端太子令旨碑の訳注」『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会、2004年、425-456頁（原載は『史窓』48、1990年）。
- 1987 : 「西暦1314年前後大元ウルス西境をめぐる小札記」『モンゴル帝国と大元ウルス』、334-370頁（原載は『西南アジア研究』27、1987年）。
- 高橋文治 2006 : 「阿識罕大王の令旨をめぐる」浅見洋二[編]『テキストの読解と伝承』大阪大学大学院文学研究科広域文化表現論講座共同研究成果報告書、50-65頁。
- 堤一昭 1992 : 「元代華北のモンゴル軍団長の家系」『史林』75-3、32-67頁。
- 松田孝一 1978 : 「モンゴルの漢地統治制度—分地分民制度を中心として—」『待兼山論叢』11、33-54頁。
- 1983 : 「ユブクル等の元朝投降」『立命館史学』4、28-62頁。
- 1987 : 「河南淮北蒙古都万戸府考」『東洋学報』68-3・4、37-85頁。
- 1996 : 「オゴデイ諸子ウルスの系譜と継承」平成7年度科学研究費補助金・総合研究(A)『ペルシア語古写本史精査によるモンゴル帝国の諸王家に関する総合的研究』報告書（代表：志茂碩敏）、21-65頁。
- 村上正二 1972 : 『モンゴル秘史 チンギス・カン物語』2、平凡社〈東洋文庫〉。
- 村岡倫 1992 : 「オゴデイ・ウルスの分立」『東洋史苑』39、20-43頁。
- 1997 : 「元代江南投下領とモンゴリアの遊牧集団」『龍谷紀要』18-2、13-30頁。
- 2001 : 「モンゴル時代初期の河西・山西地方—右翼ウルスの分地成立をめぐる—」『龍谷史壇』117、1-22頁。
- 2002 : 「モンゴル時代の右翼ウルスと山西地方」平成12~13年度科学研究費補助金・基礎研究(B)(1)『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』報告書(代表：松田孝一)、151-170頁。
- 2006 : 「元代永寧王家の系譜とその投下領」『東洋史苑』66、1-20頁。
- 解希恭・張新智 [編著] 2004 : 『三晋石刻総目・臨汾市卷』山西古籍出版社。
- 蔡美彪 1986 : 「河東延祚寺碑訳釈」『蒙古史研究』2、45-56頁。
- 李治安 1992 : 『元代分封制度研究』天津古籍出版社(2006年に中華書局より増訂本出版)。
- [Rasīd /Ali-zade] : Фазлаллах Рашид ад-Дин, Джами' ат-Таварих, том II, Часть 1 Критический Текст, Предисловие и Указатели А.А.Али-заде, Изд. Наука, Москва, 1980.
- [Šu'ab] : Šu'ab-i Panğana mss. İstanbul Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi Ahmet 2937.
- [Mu'izz] : Mu'izz al-Ansāb, MS.Paris, Bibliothèque Nationale, Ancien fond persan 67.

(むらおか ひとし 龍谷大学)